

返還期限の猶予に関する施行細則を次のように定める。

平成17年2月4日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

返還期限の猶予に関する施行細則

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の業務方法書(平成16年4月1日文科科学大臣認可。以下「業務方法書」という。)第24条及び貸与奨学規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第16号)第29条の規定に基づく返還期限の猶予に関する取扱いについては、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 業務方法書第24条第1項第1号に規定する「罹災から12月以内であること」とは、災害の発生から12月以内であり、かつ、災害により次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。

- (1) 居住する家屋等が損壊し、その事実が罹災証明書等により確認できること。
- (2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第60条第1項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第6項(原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は災対法第61条第1項(原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による避難のための立退きの指示により、自宅に居住できないこと。
- (3) 前号のほか、災対法第23条の7第2項の規定による特定災害対策本部長の指示、同法第28条第2項の規定による非常災害対策本部長の指示、同法第28条の6第2項の規定による緊急災害対策本部長の指示又は原災法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示を受けた機関が実施した措置により、自宅に居住していないこと。

2 業務方法書第24条第1項第1号に規定する「罹災状況が継続していること」とは、前項に規定する状態であった後においてもなお、継続して次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。

- (1) 前項第2号又は第3号に該当していること。
- (2) 前項各号に規定する事由に起因して、業務方法書第24条第1項第5号に規定する返還が著しく困難な状況にあること(当該事由の原因となる災害の発生から5

年以内に限る。)

- 3 要返還者が、自由学園最高学部又は筑波大学理療科教員養成施設に在学するとき
は、業務方法書第24条第1項第2号に掲げる学校に準じて取扱うものとする。
- 4 業務方法書第24条第1項第5号に規定する「その他真にやむを得ない事由」とは、
次に掲げることをいう。
 - (1) 経済的に困窮していること（次号及び第3号に該当する場合を除く。)
 - (2) 離職したこと。ただし、離職した日から6月以内に願い出た場合に限る。
 - (3) 貸与奨学金の貸与に係る学校を卒業（修了）若しくは退学後若しくは業務方法
書第24条第1項第2号に該当する場合の猶予期間終了後において、安定した収入
が得られないこと又は入学準備中であること。ただし、学校を卒業（修了）若し
くは退学後又は猶予期間終了後1年以内に願い出た場合に限る。
- 5 業務方法書第24条第5項に規定する「機構が別に定める場合」とは、次の各号の
いずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 乳幼児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に定める乳児又は幼
児をいう。）がいる世帯にあって、要返還者以外にそれらの者を保育する者がいな
いとき。
 - (2) 介護、看護又は保護（以下「介護等」という。）を要する要介護者、療養者又は
障害者がいる世帯にあって、要返還者以外にそれらの者の介護等を行う者がいな
いとき。
 - (3) 要返還者が妊娠中であるとき。
 - (4) 要返還者が、身体の障害その他やむを得ない事由により就労が制限されてい
るとき。

（証明書等）

第3条 貸与奨学規程第29条第3項に規定する書類は、次の各号の一に該当する場合
において当該各号に定めるものとする。ただし、貸与奨学規程第29条第3項ただし
書に規定する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項及び第2項第1号に該当する場合 被災地の市町村（特別区を含む。
以下同じ。）の長若しくは消防署長が発行する罹災証明書等
- (2) 前条第2項第2号に該当する場合 前号に定める書類及び第6号に定める書類
- (3) 業務方法書第24条第1項第1号に規定する傷病に該当する場合 就労が困難で
ある旨等の記載がある医師の診断書
- (4) 業務方法書第24条第1項第3号に該当する場合 所属機関の長が発行する所属
機関の証明書及び第6号に定める書類
- (5) 業務方法書第24条第1項第4号に該当する場合 生活保護受給証明書等
- (6) 前条第4項第1号に該当する場合 市町村の長が発行する所得を証明する書類
又は住民税の課税証明書（収入金額が記載されているものに限る。）若しくは非課
税であることの証明書等
- (7) 前条第4項第2号に該当する場合 雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険
被保険者離職票の写し等（半年以上前に退職している場合は、これに加えて前号

に掲げる証明書)

- (8) 業務方法書第24条第1項第7号に該当する場合 在学する学校長が発行する在学証明書等
- (9) 業務方法書第24条第1項第8号に該当する場合 使用者が発行する休業期間が記載された証明書及び第6号に定める書類
- (10) 業務方法書第24条第1項第9号に該当する場合 独立行政法人国際協力機構等が発行する派遣期間が記載された証明書及び第6号に定める書類
- (11) 業務方法書第24条第1項第10号に該当する場合 当該事由を証明することのできる書類
- (12) 前条第5項第1号に該当する場合 要返還者の属する世帯全員の記載がある住民票の写し等(同一世帯に成年の親族(介護等を要する者を除く。))がいる場合は、これに加えて当該成年親族の所得証明書又は在学証明書等)
- (13) 前条第5項第2号に該当する場合 次に掲げる全ての書類
 - ア 要返還者の属する世帯全員の記載がある住民票の写し等(同一世帯に成年の親族(介護等を要する者を除く。))がいる場合は、これに加えて当該成年親族の所得証明書又は在学証明書等)
 - イ 要介護者においては介護保険被保険者証の写し, 療養者においては医師の診断書, 障害者においては身体障害者手帳, 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写しのいずれかの書類
 - ウ 介護等を要する者が別世帯に属する場合は, 介護等を要する者の属する世帯全員の記載がある住民票の写し及び要返還者の戸籍謄本その他の介護等を要する者と要返還者の関係を証明することのできる書類
- (14) 前条第5項第3号に該当する場合 母子健康手帳(診察記録のあるもの)の写し又は医師の診断書
- (15) 前条第5項第4号に該当する場合 身体障害者手帳の写し又は就労が制限されていることがわかる書類

2 貸与奨学規程第29条第3項の規定に基づき, 留年により当初の卒業予定期を超えて在学する者及び大学又は専修学校の専門課程の通信教育を受ける者は, 毎年度在学証明書を添えて願い出なければならない。

3 第1項に定める書類では現在の経済的な状況を証明することができないとき又は同項に定める書類をやむを得ない事情で提出することができないときは, 機構が必要と認める書類を提出させることにより, 返還期限の猶予を認めることができる。

(返還期限の猶予手続等の特例)

第4条 延滞額を返還することが困難な状況にある者が, 過年度において業務方法書第24条第1項各号に規定する返還期限の猶予の事由に該当することが判明した場合は, 当該の返還期限の猶予に係る前条に規定する証明書等を提出することにより過去に遡って貸与奨学金の返還期限を猶予することができる。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか, 返還期限の猶予にあたり必要な事項は, 別に

定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この施行細則は、平成17年2月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(返還猶予に関する施行細則の廃止)
- 2 返還猶予に関する施行細則（平成14年12月9日達第1061号。以下「旧細則」という。）は、廃止する。
(旧細則の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定の施行前に平成17年規程第2号による改正前の奨学規程附則第6条によりなお効力を有することとされる旧細則の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この細則中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
(業務の特例に関する経過措置)
- 4 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）附則第14条第1項の規定により機構が行う業務については、旧細則は、第2項の施行後もなお効力を有するものとし、この場合において、旧細則第2条第1項中「会長」とあるのは「理事長」とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年細則第15号）

(施行期日等)

- 1 この細則は、平成21年11月4日から施行し、平成21年4月9日から適用する。
(経過措置)
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の施行日前に、改正前の返還期限の猶予に関する施行細則に基づき、返還期限の猶予が認められた者については、当該返還期限の猶予期間に限り、従前の例によるものとする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年細則第3号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年細則第1号）

この細則は、平成24年1月24日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年細則第7号）

この細則は、平成24年8月17日から施行し、改正後の返還期限の猶予に関する施行細則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年細則第1号）

この細則は、平成25年1月29日から施行し、改正後の返還期限の猶予に関する施行細則の規定は、平成24年9月19日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年細則第8号）

この細則は、平成25年10月11日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第19号）

この細則は、平成26年12月26日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第8号）

この細則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第8号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第23号）

この細則は、令和2年12月1日から施行し、第3条第1項第8号を削る改正規定は、令和2年10月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年細則第6号）

この細則は、令和3年5月26日から施行する。